

生産性向上委員会設置要領

第1条（目的）

この要領は、短期入所施設のぞみ大門（以下「当施設」という。）において、利用者の安全確保及び介護サービスの質の維持・向上を図るとともに、職員の業務負担軽減と業務効率化を推進し、もって職場全体の生産性向上を実現することを目的として、生産性向上委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2条（設置）

- 委員会は、当法人である有限会社ウジャトに設置する。
 - 委員会の会議は、有限会社ウジャトが開催する管理者会議の中で行うものとする。
 - 委員会は、法人の代表取締役の指示のもと、生産性向上及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を調査・審議する。
-

第3条（所掌事項）

委員会は、次の事項について検討・協議を行う。

- 利用者の安全確保及び事故防止に関する取り組みの検討・推進
 - 介護サービスの質の維持・向上に関する施策の検討
 - 職員の業務負担軽減及び業務効率化に関する改善策の検討
 - ICT機器、介護ロボット等の導入及び活用に関する方策の検討
 - 働きやすい職場環境づくり（人材定着・メンタルヘルス等）に関する事項
 - その他、生産性向上に関し必要と認められる事項
-

第4条（構成）

1. 委員会は、次の者をもって構成する。
 - （1）有限会社ウジヤト 代表取締役
 - （2）短期入所施設のぞみ大門 施設長
 - （3）同 管理者
 - （4）同 各フロア主任
 2. 必要に応じて、関係職員又は外部の専門家（医師、コンサルタント、安全管理担当者等）を出席させ、意見を聴取することができる。
-

第5条（開催）

1. 委員会は、管理者会議の開催時に併せて行うものとする。
 2. 施設長は、必要に応じて臨時に委員会を開催することができる。
 3. 会議の議長は施設長が務める。
-

第6条（報告及び記録）

1. 委員会の協議内容及び決定事項は、管理者会議議事録に記録し、全職員に周知する。
 2. 委員会で決定した改善策等は、関係部署に周知し、実施状況を次回委員会で確認するものとする。
-

第7条（附則）

この要領は、令和6年8月1日から施行する。